

平成28年第1回定例会（2月議会）  
建設部 提出資料（2月24日提出）

建設委員会

【議案関係】

○ 下水道課	流域下水道臨海処理区における 維持管理負担金単価の改定について	1
○ 建築住宅課	建築住宅課関係の条例の一部を改正する条例案について	3
○ 建築住宅課	秋田県建築物エネルギー消費性能向上計画認定等 手数料徴収条例案について	14

# 流域下水道臨海処理区における維持管理負担金単価の改定について

平成28年2月24日  
下 水 道 課

## 1 改定理由

人口減少に伴う流入水量の減少（歳入減）及び電気料金の値上げに伴う維持管理費の増加（歳出増）により、管理運営費の収支が赤字に転換する見込みであることから、負担金単価の引き上げを行うものである。

### 『負担金単価』

- ・負担金単価は、維持管理費、建設・更新費の起債元利償還費である公債費の支出及び解消すべき累積赤字または還元すべき累積黒字を考慮した経営計画を基に定めている。

## 2 経営状況

- ・平成21年度に累積赤字を解消し、累積黒字に転換
- ・平成23年度より負担金単価を引き下げ、関連市町村に累積黒字の還元を開始
- ・現行単価を継続した場合、平成28年度に累積赤字へ転換の見込み

[平成28年度当初における収支見込み]

(単位：百万円)

項目	現行単価を継続した場合	単価改定を行った場合	『参考』 H28～H30計
①歳入（負担金・交付税措置等）	1,414	1,534	4,624
②歳出（維持管理費・公債費）	1,557	1,557	4,641
③単年度収支（①－②）	△ 143	△ 23	△ 17
④累積収支（⑤+③）	△ 87	33	39

(⑤平成27年度末における累積収支見込み：56百万円)

## 3 改定単価

経営実績及び今後の流入見込みや建設・維持管理費等を踏まえた経営計画を基に、負担金単価を現行の33円/m<sup>3</sup>から37円/m<sup>3</sup>に改定する。

(適用期間：平成28～30年度)

### 『参考』 他処理区の現行負担金単価

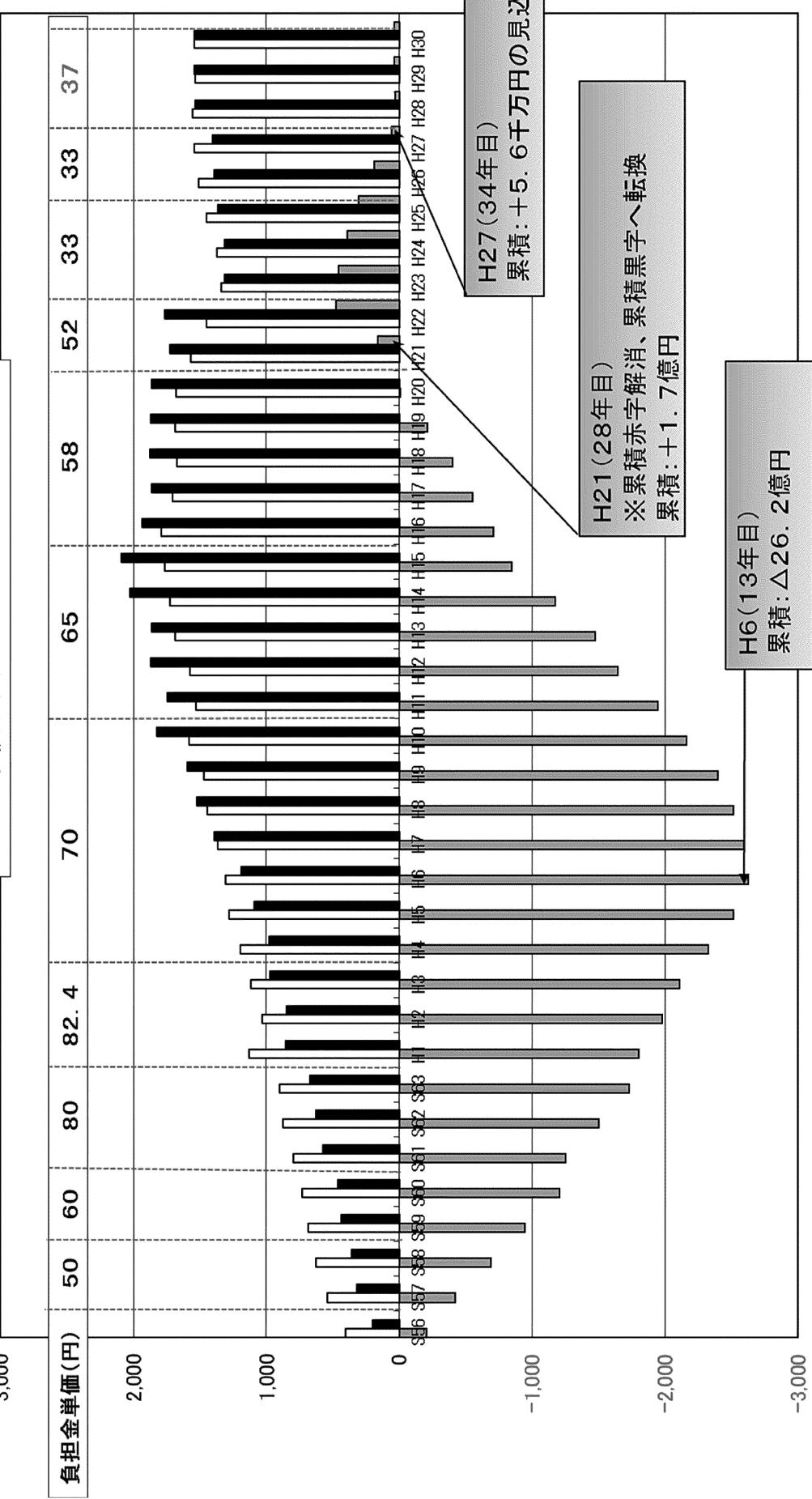
- ・大曲処理区 110円/m<sup>3</sup>
- ・横手処理区 53円/m<sup>3</sup>
- ・大館処理区 90円/m<sup>3</sup>
- ・鹿角処理区 115円/m<sup>3</sup>

(参考)

臨海処理区管理運営収支

(百万円)

□歳出(維持管理費・公債費)  
■歳入(負担金・交付税措置等)  
■累積収支



# 建築住宅課関係の条例の一部を改正する条例案について

平成28年2月24日  
建築住宅課

## 1 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

### (1) 改正理由

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」の一部改正により、既存住宅の増築、一部改築に係る認定を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

### (2) 内容及び施行期日

- 手数料の額（括弧内は、変更認定申請の額）

①一戸建て住宅	29,000円	～	68,000円
	(14,500円)	～	34,000円)
②共同住宅等	52,000円	～	4,678,000円
	(26,000円)	～	2,339,000円)

- 平成28年4月1日から施行することとする。

## 2 秋田県建築審査会条例の一部を改正する条例案

### (1) 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期に係る定めが条例へ委任されたため、秋田県建築審査会の委員の任期を定める必要がある。

### (2) 内容及び施行期日

- 委員の任期を2年とすることとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
また、委員は再任されることができることとする。
- 平成28年4月1日から施行することとする。

## 3 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

### (1) 改正理由

「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」による建築基準法施行令の一部改正により、小荷物専用昇降機に関する建築確認等を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

### (2) 内容及び施行期日

- 手数料の額

確認申請手数料	1基につき4,000円（変更 3,000円）
完了検査申請手数料	1基につき8,000円

- 平成28年6月1日から施行することとする。

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表（第二条関係）		新
区分	手数料の額（一件につき）	
一 法第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。） （一）一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築の場合にあつては四万五千円（計画が法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを知事が認める者が証する書類（以下この項において「適合証」という。）を提出する場合にあつては一万七千円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下「設計住宅性能評価書の写し」という。）を提出する場合にあつては二万円）、増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合にあつては六万八千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）	
（二）住戸の総数（計画認定新築の場合にあつては十万二千円）		

別表（第二条関係）		旧
区分	手数料の額（一件につき）	
一 法第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。） （一）一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	四万五千円（計画が法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあつては一万七千円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下「設計住宅性能評価書の写し」という。）を提出する場合にあつては二万円）	
（二）住戸の総数（計画認定		

申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項目において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの

千円(適合証を提出する場合にあつては三万三千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては五万七千円)、増築等の場合にあつては十五万三千円(適合証を提出する場合にあつては、五万二千円)

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合にあつては十六万三千円(適合証を提出する場合にあつては四万八千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては九万円)、増築等の場合にあつては二十四万二千円(適合証を提出する場合にあつては、八万円)

(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合にあつては三十一万九千円(適合証を提出する場合にあつては八万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十六万九千円)、増築等の場合にあつては四十七万四千円(適合証を提出する場合にあつては、十三万九千円)

(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合にあつては五十七万千円(適合証を提出する場合にあつては十五万円、設計住宅性能評価書の写しを提出

申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項目において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの

(適合証を提出する場合にあつては三万三千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては五万七千円)

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの

十六万三千円

(適合証を提出する場合にあつては四万八千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては九万円)

(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの

三十一万九千円

(適合証を提出する場合にあつては八万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十六万九千円)

(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの

五十七万千円(適合証を提出する場合にあつては十五万円、設計住宅性能評価書の写しを提出

(iv) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては九十八万円（適合証を提出する場合にあつては二十五万五千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては二十四万三千円）
(v) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては百八十万円（適合証を提出する場合にあつては四十八万四千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては八十四万三千円）、増築等の場合にあつては三百二十三万四千円（適合証を提出する場合にあつては、七十六万円）
(vi) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては二百五十八万七千円（適合証を提出する場合にあつては六十九万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては百十七万二千円）、増築等の場合にあつては三百八十

(vii) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては百八十一万千円（適合証を提出する場合にあつては四十八万四千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては八十四万三千円）
(viii) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては二百五十八万七千円（適合証を提出する場合にあつては六十九万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては百十七万二千円）

(九) 住戸の総数が三百一戸 以上の共同住宅等に係る もの	二万円（適合証を提出する場 合にあつては、百七万円）	三百十六万八千円 (適合証を提出す る場合にあつては八十三万六 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は百四十二万九千円)	新築の場合にあつては三百十 六万八千円（適合証を提出す る場合にあつては八十三万六 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は百四十二万九千円）、増築 等の場合にあつては四百六十 七万八千円（適合証を提出す る場合にあつては、百二十八 万五千円）	二法第八条第一項の規定に よる計画の変更の認定の申 請（以下「計画変更認定申 請」という。）	(一) 一戸建ての住宅に係る もの	新築の場合にあつては二万二 千五百円（計画が法第八条第 二項において準用する法第六 条第一項第一号に掲げる基準 に適合することを、知事が認 める者が証する書類（以下こ の項において「適合証」とい う。）を提出する場合にあつ ては八千五百円、設計住宅性 能評価書の写しを提出する場 合にあつては一万円）、増築 等の場合にあつては三万四千 円（適合証を提出する場合に あつては、一万四千五百円）	二法第八条第一項の規定に よる計画の変更の認定の申 請（以下「計画変更認定申 請」という。）	(一) 一戸建ての住宅に係る もの	二万円（適合証を提出する場 合にあつては、百七万円）

(九) 住戸の総数が三百一戸 以上の共同住宅等に係る もの	三百十六万八千円 (適合証を提出す る場合にあつては八十三万六 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は百四十二万九千円)	二万二一千五百円（適合証 を提出する場合にあ つては八千五百円、設計住 宅性能評価書の写しを提 出する場合にあつては一 万円）	二法第八条第一項の規定に よる計画の変更の認定の申 請（以下「計画変更認定申 請」という。）	(一) 一戸建ての住宅に係る もの	二法第八条第一項の規定に よる計画の変更の認定の申 請（以下「計画変更認定申 請」という。）	(一) 一戸建ての住宅に係る もの	二万二一千五百円（適合証 を提出する場合にあ つては八千五百円、設計住 宅性能評価書の写しを提 出する場合にあつては一 万円）	二法第八条第一項の規定に よる計画の変更の認定の申 請（以下「計画変更認定申 請」という。）	二万円（適合証を提出する場 合にあつては、百七万円）

(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき五万五千円（適合証を提出する場合にあっては一万五千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては二万八千五百円）、増築等の場合にあつては、七万六千五百円（適合証を提出する場合にあつては二万六千円）

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき八万五千五百円（適合証を提出する場合にあっては二万四千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては四万五千円）、増築等の場合にあつては十二万千円（適合証を提出する場合にあつては、四万円）

(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき十五万九千五百円（適合証を提出する場合にあっては四万三千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては八万四千五百円）、増築等の場合にあつては二十三万七千円（適合証を提出する場合にあつては、六万九千五百円）

(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき二十八万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては七万五千五百円）

(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）

新築の場合につき五万五千円（適合証を提出する場合にあっては一万五千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては二万八千五百円）

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき八万五千五百円（適合証を提出する場合にあっては二万四千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四万五千円）

(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき十五万九千五百円（適合証を提出する場合にあっては四万三千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては八万四千五百円）

(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合につき二十八万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては七万五千五百円）

(iv) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの	円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十四万六千円）、増築等の場合にあつては四十二万二千五百円（適合証を提出する場合にあつては、十二万五百円）
(v) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては四十九万円（適合証を提出する場合にあつては十二万七千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては二十二万六千五百円）、増築等の場合にあつては七十二万四千円（適合証を提出する場合にあつては、二十万六千五百円）
(vi) 住戸の総数が一百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては九十万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては二十四万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四十二万五千円）、増築等の場合にあつては百六十一万七千円（適合証を提出する場合にあつては、三十八万円）
(vii) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	新築の場合にあつては百二十九万三千五百円（適合証を提出する場合にあつては三十四万六千円、設計住宅性能評価

(viii) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十四万六千円）
(ix) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	四十九万円（適合証を提出する場合にあつては十二万七千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては二十二万六千五百円）
(x) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	九十万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては二十四万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四十二万五千円）

備考 略	三・四 略	(九) 住戸の総数が三百一戸 以上の共同住宅等に係る もの			
	略	新築の場合にあつては百五十 八万四千円（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）、增 築等の場合にあつては二百三 十三万九千円（適合証を提出 する場合にあつては、六十四 万二千五百円）	（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）	（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）	（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）

備考 略	三・四 略	(九) 住戸の総数が三百一戸 以上の共同住宅等に係る もの			
	略	百五十八万四千円	（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）	（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）	（適合証を提出す る場合にあつては四十一万八 千円、設計住宅性能評価書の 写しを提出する場合にあつて は七十一万四千五百円）

秋田県建築審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

<p style="text-align: right;">新</p> <p>(組織及び委員の任期)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>	<p style="text-align: right;">旧</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p>
--	---

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表（第二条関係）		新	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
略		略	
四十八 法第八十七条の二(法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備に関する計画の通知		四十八 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備に関する計画の通知	
イ 建築設備を設置する場合(口に掲げる場合を除く。)	一基につき 九千円(小荷物専用昇降機にあつては、四千円)	イ 建築設備を設置する場合(口に掲げる場合を除く。)	一機につき 九千円
ロ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	一基につき 五千円(小荷物専用昇降機にあつては、三千円)	ロ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	一機につき 五千円
四十九 法第八十七条の二において準用する法第七条第一項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十	一基につき 一万三千円(小荷物専用昇降機にあつては、八千円)	一機につき 一万三千円	

別表（第二条関係）		旧	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
略		略	
四十八 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備に関する計画の通知		四十八 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による建築設備に関する確認の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備に関する計画の通知	
イ 建築設備を設置する場合(口に掲げる場合を除く。)	一機につき 九千円	イ 建築設備を設置する場合(口に掲げる場合を除く。)	一機につき 九千円
ロ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	五千円	ロ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	五千円
四十九 法第八十七条の二において準用する法第七条第一項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十	一万三千円		

略	八条第十六項の規定による建築設備に関する工事の完了の通知
略	

略	八条第十六項の規定による建築設備に関する工事の完了の通知
略	

# 秋田県建築物エネルギー消費性能向上計画認定等手数料徴収条例案について

平成28年2月24日  
建築住宅課

## 1 制定理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

## 2 内容及び施行期日

### ・手数料の額

#### ①エネルギー消費性能向上計画の認定の申請

エネルギー消費性能が一定の基準を超える場合、誘導すべき基準に適合するものについて、申請に基づき認定する。

認定の区分	手数料の額
一戸建て住宅	29,000円 (適合証※有りの場合 5,000円)
共同住宅等又は非住宅建築物等	住戸の総数又は面積に応じた額

#### ②エネルギー消費性能に係る認定の申請

エネルギー消費性能が基準に適合するものについて、申請に基づき認定する。

認定の区分	手数料の額
一戸建て住宅	16,000円～29,000円 (適合証※有りの場合 5,000円)
共同住宅等又は非住宅建築物等	住戸の総数又は面積に応じた額

※適合証：計画が基準に適合することを知事が認める者（登録建築物調査機関等）が証する書類

・平成28年4月1日から施行することとする。

## 《参考》

誘導措置

**エネルギー消費性能の表示**  
建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

**省エネ性能向上計画の認定、容積率特例**  
新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例\*を受けることができる。

\* 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]  
断熱窓サッシ・ガラス  
高効率空調設備  
高効率給湯設備  
LED照明